

第56号議案

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、一定以上の所得を有する被保険者の利用者負担の割合を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に係る同法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給を受けることができる者又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給を受けることができる者

第8条第1項中「納めなければならない」を「支払わなければならない」に改め、同条第2項第1号中「及び第53条第2項第1号」を削り、「の100分の10に相当する額」を「又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」に改め、同項第2号中「及び」を「又は」に改め、「前号に定める額を超えない範囲で」を削り、同条第3項中「及び第4条第1号に規定する者に対するサービスに係る保険給付」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の場合における利用料金は、指定管理者が第2項に定める利用料金の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間におけるこの条例による

改正後の芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の規定の適用については、第4条第1号中「同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護予防サービス費」と、第8条第2項第1号中「同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」とあるのは、「旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、一定以上の所得を有する被保険者の利用者負担の割合を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 利用者の範囲（第4条関係）

平成29年4月1日から実施する介護予防・日常生活支援総合事業における通所事業に係る事業支給費（以下「通所事業支給費」という。）の支給を受けることができる者をデイサービスセンターの利用者としてとする。

(2) 利用料金（第8条関係）

ア デイサービスセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、次のとおりとする。

(ア) 通所介護に係るサービス費又は通所事業支給費を受けることができる者
介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
又は厚生労働省令で定めるところにより算定する額

(イ) 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者等
市長が別に定める額

イ デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせた場合における利用料金は、指定管理者がアの額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 平成27年8月1日
- (2) 施行日から平成29年3月31日までの間、改正前の介護予防通所介護に係る規定は、なおその効力を有するものとする。

介護保険法抜粋

※ _____部分は、平成27年8月1日施行により追加される規定

※ _____部分は、平成27年4月1日施行により削除されたが、平成29年3月31日までなお効力を有する規定

(居宅介護サービス費の支給)

第41条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用（通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

(第2号省略)

(第5項から第12項まで省略)

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第49条の2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項, 第4項及び第6項 (第2号から第8号まで省略)

(介護予防サービス費の支給)

第53条 (第1項省略)

2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与 これらの介護予防サービスの種類ごとに、当該介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用（介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

(第2号省略)

(第3項から第8項まで省略)

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額)

第59条の2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

- (1) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項, 第4項及び第6項 (第2号から第6号まで省略)

(地域支援事業)

第115条の45 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第3項第3号及び第115条の49を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

(1) 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第1号事業」という。）

(イ省略)

ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業（以下この項において「第1号通所事業」という。）

(ハ及びニ省略)

(第2号省略)

(第2項から第5項まで省略)

(指定事業者による第1号事業の実施)

第115条の45の3 市町村は、第1号事業(第1号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより行うことができる。

2 前項の第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の額は、第1号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。

(第3項から第7項まで省略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律抜粋

附 則

第14条 第3号施行日前に市町村が第3号新介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業，同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第3号施行日から同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあっては，第3号施行日以後第3号施行日から平成29年3月31日までの間において当該市町村（以下この項，次項及び附則第30条において「特定市町村」という。）の当該条例で定める日までの間は，当該特定市町村が行う第3号新介護保険法の規定による地域支援事業については，第3号新介護保険法第115条の45第1項，第115条の45の2第2項，第115条の45の3（同条第1項の指定に係る部分を除く。），第115条の45の4，第115条の45の7，第115条の45の8，第115条の46第1項（第1号介護予防支援事業に係る部分に限る。），第115条の47第4項から第7項まで及び第9項，第122条の2，第123条第3項，第124条第3項，第126条第1項，第152条並びに第153条の規定は適用せず，第3号旧介護保険法第115条の45第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。），第2項及び第7項，第115条の47第4項から第7項まで，第122条の2，第123条第3項，第124条第3項，第126条第1項，第152条並びに第153条の規定は，なおその効力を有する。

2 前項の場合において，特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第3号新介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所し，又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第3項に規定する住所地特例適用被保険者を含む。）に対する第3号新介護保険法の規定による保険給付については，当該特定市町村の前項の条例で定める日までの間は，第3号新介護保険法第8条の2第1項，第53条第1項及び第2項並びに第54条第3項の規定は適用せず，第3号旧介護保険法第8条の2第1項，第2項及び第7項，第53条第1項及び第2項並びに第54条第3項の規定は，なおその効力を有する。

（第3項から第5項まで省略）